

手数料表

◆手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス	[成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	[研修会、合同面接会参加費] 1 開催 1,000,000 円を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。 [成功報酬] 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス	[着手金] 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 [調査・探索活動費] 1 日 1,000,000 円を超えない額 [成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※理論年収とは、「月額固定給×12 ヶ月＋前年度実績賞与額」とします。ただし、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当等変動要因のある手当は含まれません。年俸制の場合は、年俸額を年収（＝理論年収）とします。

◆返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

・入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、手数料の払い戻しはいたしません。

※行政機関等より委託を受け運営している事業においては、求職者・求人者の手数料負担はございません。そのため、返戻金制度も設けておりません。

許可番号 13-ユ-303084

株式会社パソナグループ

2026.5.12